

中華人民共和国

中外合弁企業法実施条例

中華人民共和国国務院令第311号

ここに国務院の《中華人民共和国中外合弁企業法実施条例》改正に関する決定を公布し、公布の日より施行する。

総理 朱鎔基

2001年7月22日

1983年9月20日国務院公布、1986年1月15日、1987年12月21日国務院改訂、2001年7月22日国務院の《中華人民共和国中外合弁企業法実施条例》改正に関する決定に基き改訂

第1章 総則

第1条 《中華人民共和国中外合弁企業法》（以下《中外合弁経営企業法》と略称）の順調な実施のため、本条例を制定する。

第2条 《中外合弁経営企業法》により中国国内に設立を許可された中外合弁企業（以下合弁企業と略称）は、中国の法人であり、中国の法律の管轄と保護を受ける。

第3条 中国国内に設立される合弁企業は、中国経済の発展と科学技術水準の向上を促進でき、社会主義近代化建設に有利なものでなければならない。国家が合弁企業の設立を奨励、認可、規制あるいは禁止する業種は、国家が外商投資方向を指導する規定及び外商投資産業指導目録に基き執行する。

第4条 設立を申請する合弁企業が下記の状況のいずれかに該当する場合は、認可しない。

1. 中国の主権を損なうもの。
2. 中国の法律に違反するもの。
3. 中国の国民経済発展の要求に合致しないもの。
4. 環境汚染をもたらすもの。

5. 締結された協議書・契約・定款が明らかに不公平で、合弁当事者の一方の権益を損なうもの。

第5条 中国の法律、法規及び合弁企業の協議書、契約、定款で定める範囲内において、合弁企業は自主的に経営管理を行う権限を有する。各関係部門は支持、支援を与えなければならない。

第2章 設立と登記

第6条 中国国内において合弁企業を設立する場合、中華人民共和国対外貿易経済合作部（以下、対外貿易経済合作部という）の審査認可を必ず経なければならない。認可の後、対外貿易経済合作部より認可証書を発行する。

下記の条件を備えている場合、国務院は省、自治区、直轄市人民政府または国務院の関係部門（以下、認可機関という）に審査認可の権限を与える。

1. 投資総額が国務院の定める認可権限内であり、中国側当事者の資金源が確実なもの。
2. 国家による原材料の追加割当ての必要がなく、燃料、動力、交通運輸、輸出割当等の全国的バランスに影響しないもの。

前項に照らして設立を認可された合弁企業は、対外貿易経済合作部に届け出なければならない。対外貿易経済合作部と国務院が権限を授与した省、自治区、直轄市人民政府又は国務院関係部門は、以下総称して認可機関と呼ぶ。

第7条 合弁企業の設立申請をする場合、中外合弁者は共同で以下の文書を審査認可機関に送付しなければならない。

1. 合弁企業設立の申請書。
2. 合弁各当事者が共同で作成したフィジビリティ・スタディー報告書。
3. 合弁各当事者の授権代表が署名した合弁企業協議書、契約書及び定款。
4. 合弁各当事者が任命派遣する合弁企業の董事長、副董事長、董事の名簿。
5. 認可機関の定めるその他の文書。

前項の文書は中国語で記述したものでなければならず、2,3,4項の文書は、同時に各方が取り決めた外国語で記述してもよい。2種類の文字で記述された文書は同じ効力をもつ。審査認可機関は、送付された文書に不適切な箇所を発見した場合、期限付きの修正を求めなければならない。

第8条 認可機関は本条例第7条で定めるすべての書類を受け取った日から3カ月以内に認可または不認可を決定する。

第9条 申請者は認可証書を受け取った日から1カ月以内に、国家の定める規定に基づき、工商行政管理機関（以下、登記管理機関という）で登記手続きを行わなければならない。合併企業の営業許可書が交付された日をもって当該合併企業の設立日とする。

第10条 本条例でいう合併企業協議書とは、合併各当事者が合併企業設立に関する幾つかの要点と原則について意見の一致に至り締結した文書を指す。合併企業契約とは、合併各当事者が合併企業の設立のために相互の権利、義務関係について意見の一致に至り締結した文書を指す。合併企業定款とは、合併企業契約において定める原則に基づき、合併各当事者が意見の一致に至り、合併企業の趣旨、組織原則、経営管理方法等の事項を定めた文書を指す。合併企業協議書と合併企業契約とが抵触するときは、合併企業契約に準拠する。合併各当事者の同意を経て、合併企業協議書を締結せず、合併企業契約、定款のみを締結することができる。

第11条 合併企業契約には下記の主要内容を含まなければならない。

1. 合併各当事者の名称、登記国、法定所在地と法定代表者の氏名、職務、国籍。
2. 合併企業の名称、法定所在地、趣旨、経営範囲及び規模。
3. 合併企業の投資総額、登録資本、合併各当事者の出資額、出資比率、出資方式、出資の払込期限及び出資額の未払、譲渡に関する規定。
4. 合併各当事者の利益分配及び欠損分担の比率。
5. 合併企業の董事会の構成、董事定員枠の分配及び総経理、副総経理その他の高級管理職の職責、権限及び招聘方法。
6. 採用する主な生産設備、生産技術及びその調達先。
7. 原材料の購買及び製品販売方式
8. 財務、会計、会計監査の処理原則。
9. 労務管理、賃金、福利、労働保険等の事項に関する規定。
10. 合併企業の期間、解散及び清算手続順序。
11. 契約違反の責任。
12. 合併各当事者間の争議の解決方針及び手続き順序。
13. 契約書に採用する言語及び契約発効の条件。

合併企業契約の添付書類は、合併企業契約と同等の効力を有する。

第12条 合併企業契約の締結、効力、解釈、執行及びその争議の解決は、すべて中国の法律を適用しなければならない。

第13条 合併企業定款は、下記の主要内容を含まなければならない。

1. 合併企業の名称及び法定所在地。
2. 合併企業の趣旨、経営範囲及び合併期間。
3. 合併各当事者の名称、登記国、法定所在地、法定代表者の氏名、職務、国籍。
4. 合併企業の投資総額、登録資本、合併各当事者の出資額、出資比率、出資額譲渡の規定、利益配分と欠損分担の比率。
5. 董事会の構成、職権、議事規則、董事の任期、董事長、副董事長の職責。
6. 管理機構の設置、執務規則、総経理、副総経理その他の高級管理職の職責及び任免方法。
7. 財務、会計、会計監査制度の原則。
8. 解散及び清算。
9. 定款の改正手続。

第14条 合併企業協議書、契約及び定款は、認可機関の認可を経た後に発効し、その改正も同様とする。

第15条 認可機関及び登記管理機関は、合併企業契約、定款の執行に対して監督、検査の責任を負う。

第3章 組織形態及び登録資本

第16条 合併企業は、有限責任公司とする。合併各当事者の合併企業に対する責任は、各々が引き受けた出資額を限度とする。

第17条 合併企業の投資総額（企業借入を含む）は、合併契約、定款で定める生産規模に基づき投入する必要のある基本建設資金及び生産運転資金の総和をいう。

第18条 合併企業の登録資本は、合併企業設立のために登記管理機関に登録した資本総額を指し、合併各当事者が引き受けた出資額の和でなければならない。合併企業の登録資本は一般に人民幣で表示しなければならないが、合併各当事者が約定した外貨により表示することもできる。

第19条 合併企業は合併期間中にその登録資本を減少させてはならない。投資総額や生産経営規模などに変化が起きたために、資本金が減る場合は、審査認可機関の認可を受けなければならない。

第20条 合併当事者の一方が、その出資額の全部または一部を第三者に譲渡する場合は、他の当事者の同意を経て、認可機関の認可を受け、登記管理機関で登記変更手続をとらなければならない。合併当事者の一方がその出資額の全部または一部を譲渡する場合は、他の一方の合併当事者が優先買取権を有する。合併当事者の一方が第三者に出資額を譲渡する条件は、他の一方の合併当事者に譲渡する条件よりも優遇してはならない。
上記規定に違反した場合は、その譲渡は無効である。

第21条 合併企業の登録資本の増額、減額は、董事会会議で採択し、認可機関の認可を受け、登記管理機関にて登記変更手続を行わなければならない。

第4章 出資方式

第22条 合併当事者は、貨幣で出資することができ、建築物、工場建物、機械設備またはその他資材、工業所有権、ノウハウ、土地使用権等を評価して出資することもできる。建築物、工場建物、機械設備その他資材、工業所有権、ノウハウ等により出資する場合は、その評価は、合併各当事者が公平、合理的の原則に基づき協議して確定するか、または合併各当事者の同意する第三者を招請して評価させる。

第23条 外国側当事者が出資する外貨は、払込当日に中国人民銀行が発表する外国為替相場に基づいて人民元に換算するか、約定した外貨に算入する。
中国側当事者が出資する人民幣の現金を外貨に換算する必要があるものは、払込当日に中国人民銀行が発表する外国為替相場に基づいて換算する。

第24条 外国側当事者が出資する機械設備あるいはその他の資材は、合併企業の生産に必要なものでなければならない。
前項の機械設備あるいはその他の資材の評価額は、同類の機械設備あるいはその他の資材の当時の国際市場価格を上回ってはならない。

第25条 外国側当事者が出資する工業所有権またはノウハウは、下記の条件のいずれかに該当しなければならない。

1. 現有製品の性能、品質を著しく改善し、生産効率を高められるもの。
2. 原材料、燃料、動力を著しく節約できるもの。

第26条 外国側当事者が工業業所有権またはノウハウを出資する場合は、特許証書または商標登録証書の写し、有効性及びその技術的特性、実用価値、評価の計算根拠、中国側当事者と締結した評価合意書等の当該工業所有権またはノウハウの関係資料を提出し、合併契約の付属書類としなければならない。

第27条 外国側当事者が出資する機械設備またはその他資材、工業所有権またはノウハウは、認可機関の認可を受けなければならない。

第28条 合併各当事者は、契約に定めた期限内に各自の出資額を払込まなければならない。期限を過ぎても払い込まない場合または全額払込まない場合は、契約の規定により、延滞利息を支払うかまたは損害を賠償しなければならない。

第29条 合併各当事者が出資額を払い込んだ後、中国の登録会計士が検証し、出資検証報告を発行した後、合併企業より出資証明書を発行する。出資証明書には、合併企業の名称、合併企業の設立年月日、当事者名称（また氏名）及びその出資額、出資年月日、出資証明書の発行年月日、を記載しなければならない。

第5章 董事会及び経営管理機関

第30条 董事会は合併企業の最高権力機関であり、合併企業は一切の重要問題を決定する。

第31条 董事会の構成員は、3人を下回ってはならず、董事会の定員枠の配分は、合併各当事者が出資比率を参照にして協議して決定する。董事の任期は4年とし、合併各当事者が引き続き任命した場合は、再任できる。

第32条 董事会会議は、毎年少なくとも1回開催し、董事長が招集に責任を負い並びに主宰する。董事長が招集できないときは、董事長より副董事長または他の董事に董事会会議の招集と主宰を委任する。3分の1以上の董事の提案により、董事長は董事会臨時会議を招集することができる。董事会会議は、3分の2以上の董事が出席してはじめて開催できる。董事が出席できない場合、委任状を発行して他の者に出席と表決を代理させることができる。董事会は、一般に合併企業の法定所在地において開催しなければならない。

第33条 下記の事項は、董事会会議に出席した董事の全員一致によりはじめて決議できる。

1. 合併企業定款の改正。
2. 合併企業の中止、解散。
3. 合併企業の登録資本の増額、減額。

4. 合併企業の合併と分離。

その他の事項は、合併企業定款に記載された譲事規定に基づいて決議できる。

第34条 董事長は合併企業の法定代表である。董事長が職責を履行できないときは、副董事長または他の董事に合併企業を代表する権限を授与しなければならない。

第35条 合併企業は経営管理機関を設け、企業の日常経営管理業務の責任を負う。経営管理機関には総経理1名、副総経理若干名を置く。副総経理は総経理を補佐する。

第36条 総経理は董事会会議の各項決議を執行し、合併企業の日常経営管理業務を組織し指導する。董事会の授權範囲内で、総経理は対外的に合併企業を代表し、対内的に所属人員を任免し、董事会が付与したその他の職権を行使する。

第37条 総経理、副総経理は合併企業の董事会が招聘し、中国公民も就任でき、外国公民も就任できる。董事会の招聘を経て、董事長、副董事長、董事は合併企業の総経理、副総経理またはその他の高級管理職を兼任することができる。総経理は重要問題を処理する際には、副総経理と協議しなければならない。総経理または副総経理は、他の経済組織の総経理または副総経理を兼任してはならず、自社に対する他の経済組織の商業競争に参加してはならない。

第38条 総経理、副総経理及びその他の高級管理職に私利による不正行為または重大な職責失当行為があった場合は、董事会の決議を経て随時解任できる。

第39条 合併企業が外国及び香港、マカオ地域に分支機関（販売機関を含む）を設立する必要がある場合は、対外貿易経済合作部の認可を受けなければならない。

第6章 技術導入

第40条 本条例でいう技術導入とは、合併企業が技術移転の方式により、第三者または合併当事者から必要な技術を取得することを指す。

第41条 合併企業が導入する技術は、使用に適した、先進的で、その製品が国内において著しい社会的経済効果をもたらすか、または国際市場において競争力を有するものでなければならない。

第42条 技術移転協議書を締結する時、合併企業が独自に経営管理を行う権利を維持し、かつ本条例第26条の規定を参照し、技術輸出側に関係資料の提供を必ず要求しなければならない。

第43条 合弁企業が締結する技術移転協議書は、認可機関の認可を受けなければならない。技術移転協議書は下記の規定に該当しなければならない。

1. 技術使用料は公平で合理的でなければならない。
2. 双方に別途協議がある場合を除き、技術輸出側は技術輸入側に対しその製品の輸出地域、数量、価格を制限してはならない。
3. 技術移転協議の期間は一般に10年を超えてはならない。
4. 技術移転協議期間の満了後、技術輸入側は引き続き当該技術を使用する権利を有する。
5. 技術移転協議を締結する双方は、改善技術を相互交換する条件は対等でなければならない。
6. 技術輸入側は自らが適切であると判断した調達先から必要な機械設備、部品、付属品及び原材料を購入する権利を有する。
7. 中国の法律、法規で禁止する不合理な制限条項を含んではならない。

第7章 土地使用权とその料金

第44条 合弁企業の土地使用は、土地節約の原則を徹底しなければならない。必要な土地は、合弁企業が所在地の市（県）級の土地管理部門に申請し、審査認可を経た後、契約の締結により土地使用权を取得する。契約には、土地面積、場所、用途、契約期限、土地使用权料（以下、土地使用料という）、双方の権利及び義務、違約罰則等を明記しなければならない。

第45条 合弁企業が必要とする土地の使用权を、すでに中国側当事者が有している場合は、中国側当事者はこれを合弁企業に対する出資とすることができ、その評価額は、同種の土地使用权を取得するために支払われるべき使用料と同等でなければならない。

第46条 土地使用料基準は、当該土地の用途、地理環境条件、土地収用立退き費用及び合弁企業のインフラに対する要求等の要素に基づき、所在地の省、自治区、直轄市人民政府が定め、対外貿易経済合作部及び国家の土地主管部門に届け出なければならない。

第47条 農業、牧畜業に従事する合弁企業は、所在地の省、自治区、直轄市人民政府の同意を経れば、合弁企業の営業収入のパーセンテージによって、所在地の土地主管部門に土地使用料を納付することができる。経済の発達していない地区において開発型プロジェクトに従事する場合、土地使用料は所在地の人民政府の同意を経て、特別優遇を与えることができる。

第48条 土地使用料は土地使用開始から5年間は調整しない。それ以後に経済の発展、需給状況の変化及び地理環境条件の変化に伴って調整が必要な場合は、その調整間隔は3年を下回ってはならない。土地使用料を中国側当事者の出資とする場合は、当該契約期間内は調整してはならない。

第49条 合併企業が本条例第44条の規定に基づいて取得した土地使用権は、その土地使用料を契約で定めた使用期間の開始時から年ごとに納付する。第1暦年の使用期間が半年を超えた場合は半年として計算し、半年に満たない場合は納付を免除する。契約期間内に、土地使用料に調整があった場合は、調整のあった年度から新しい使用料基準により納付しなければならない。

第50条 合併企業は本条例の規定に基づいて土地の使用使用権を取得する以外に、国家の関係規定に照らして土地の使用権を取得することもできる。

第8章 計画、購買及び販売

第51条 合併企業が必要とする機械設備、原材料、燃料、付属品、輸送手段、事務用品等（以下、物資という）は、中国で購買するか外国で購買するかを独自に決定する権利を有する。

第52条 合併企業が中国で事務、生活用品を購買する必要がある場合は、必要量に応じて購買し、制限を受けない。

第53条 中国政府は合併企業がその製品を国際市場に向けて販売することを奨励する。

第54条 合併企業はその製品を自ら輸出する権限を有し、また外国側当事者の販売機関または中国の対外貿易会社に委託して代理販売または取次販売することもできる。

第55条 合併企業が合併契約で定める経営範囲内において、自社の生産に必要な機械設備、部品と付属品、原材料、燃料を輸入する場合、国が輸入許可証を取得することを定めているものは、毎年1回計画を作成し、半年ごとに許可証を申請、受領する。外国側当事者が出資とする機器又はその他資材は、認可機関の認可書類を持って、直接輸入許可証手続きをして輸入することができる。合併契約で定める範囲を超えて輸入する物資で、国が輸入許可証を取得しなければならないと定めているものは、別途許可を申請取得しなければならない。合併企業が生産した製品は、自社で輸出することができ、国が輸出許可証を取得しなければならないと定めているものは、合併企業は自社の年度輸出計画に従って、半年に1回申請受領する。

第56条 合弁企業が国内で購入する物資の価格および水道、電気、ガス、熱、貨物輸送、労務、工事設計、コンサルティング、広告などのサービス料金は、国内の他の企業と同じ待遇を受ける。

第57条 合弁企業と中国の他の経済組織との間の経済取引は、関係する法律の規定及び双方が締結した契約に基づいて経済的責任を担い、契約争議を解決する。

第58条 合弁企業は「中華人民共和国統計法」および中国の外資利用に関する統計制度の規定に基づいて、統計資料を提供し、統計表を送付しなければならない。

第9章 税務

第59条 合弁企業は中華人民共和国の関係法律の規定に基づいて、各種税金を納付しなければならない。

第60条 合弁企業の従業員は、「中華人民共和国個人所得税法」に基づき個人所得税を納付しなければならない。

第61条 合弁企業が以下の物資を輸入する場合、中国の税法の関係規定に基づいて減税、免税する。

1. 契約の規定による外国側当事者が出資とする機械設備、部品と付属品、その他資材（その他資材とは、合弁企業の工場（場所）建設及び機械の据付け、機械の固定に必要な材料を指す。以下同様）。
2. 合弁企業が投資総額内の資金で輸入する機械設備、部品と付属品、その他資材。
3. 認可機関の認可を経て、合弁企業が増資して輸入する国内で生産供給が保証できない機械設備、部品と付属品、その他資材。
4. 合弁企業が輸出製品の生産のために、外国から輸入する原材料、補助材料、素子、部品及び包装資材。

上記の免税輸入物資は、許可を経て中国国内で転売するかまたは中国国内で販売する製品に使用する場合は、規定どおりに納税または追加納税しなければならない。

第62条 合弁企業が生産する輸出製品については、中国が輸出を規制しているものを除き、中国の税法の関係規定に基づいて減税、免税あるいは税還付を行う。

第10章 外国為替管理

第63条 合併企業の一切の外国為替に関する事項は、「中華人民共和国外国為替管理暫定条例」及び関係管理弁法の規定に基づいて行なう。

第64条 合併企業は営業許可証をもとに、国内の銀行に外貨口座と人民元口座を開設し、口座開設銀行が受取と支払を監督する。

第65条 合併企業が国外または香港、マカオ地域の銀行に外貨預金口座を開設するときは、国家外為管理局または同分局の認可を経て、国家外為管理局または同分局に収支状況を報告し、かつ銀行の収支表を提出しなければならない。

第66条 合併企業が国外または香港、マカオ地域に設立した分支機関は、その年度の貸借対照表及び損益計算書を、合併企業を通じて国家外為管理局または同分局に提出しなければならない。

第67条 合併企業は経營業務の必要に基づき、国内の金融機関に外貨貸付と人民元貸付を申請でき、国の関係規定に基づいて国外あるいは香港・マカオ地域の銀行から外貨資金を借り入れることもできるが、国家外為管理局あるいは、その分局で登録手続きあるいは届出手続きを行わなければならない。

第68条 合併企業の外国籍従業員及び香港、マカオ地域の従業員の賃金その他正当な収益は、法に基づいて納税した後、中国国内において使用した出費を差し引いて、剰余部分は国の関係規定に基づき外貨を購入して送金することができる。

第11章 財務及び会計

第69条 合併企業の財務及び会計制度は、中国の関係法律及び財務会計制度の規定に基づき、合併企業の実情を考慮して制定し、当地の財政部門、税務機関に届け出なければならない。

第70条 合併企業は総会計士を置き、総経理を補佐して企業の財務会計業務に責任を持たせる。必要なときは、副総会計士を置くこともできる。

第71条 合併企業は会計検査士を置いて（小企業は置かないこともできる）、合併企業の財務収支及び会計科目を監査、照合に責任を持たせ、董事会、総経理に報告を提出させる。

第72条 合併企業の会計年度は、暦年制を採用し、西暦1月1日から12月31日を1会計年度とする。

第73条 合弁企業の会計は国際的に通用している発生主義と貸借記帳法を採用して記帳する。すべての自製の証憑、帳簿、報告書は中国語で作成しなければならない。合弁各当事者が取り決めた種類の外国語をもちいて同時に作成することもできる。

第74条 合弁企業は原則として人民幣を記帳本位通貨とし、合弁各当事者の協議により、種類の外国通貨を本位通貨とすることもできる。

第75条 合弁企業の勘定科目は、記帳本位通貨によって記載するほか、現金、銀行預金、その他貨幣項目及び債権、債務、収益、費用等が記帳本位貨幣と一致しない場合は、更に実際の收受通貨によって記帳しなければならない。外国通貨で記帳する合弁企業は作成する会計報告を人民元に換算しなければならない。為替レートの変動により発生する為替差損益は、兌換損益として記帳する。記帳為替レートが変動し、外貨関係各科目の帳簿残高は、年度末決算時に、中国の関係法律と会計制度の規定に従って会計処理をしなければならない。

第76条 合弁企業が「中華人民共和国外商投資企業と外国企業所得税法」に基づいて所得税を納税した後の利益配分の原則は次のとおり。

1. 準備基金、従業員奨励及び福利基金、企業発展基金を積立てる、積立比率は董事会が確定する。
2. 準備基金は合弁企業の損失補填に使用するほか、認可機関の認可を経れば自社の増資、生産拡大に使用することができる。
3. 本条1.の規定により、三項基金を差引いた後の可分配利益は、董事会が分配を決定した場合は、合弁各当事者の出資比率に応じて分配しなければならない。

第77条 前年度の損失を補填するまでは利益を分配してはならない。前年度に分配されていない利益は当年度の利益配分に組み入れることができる。

第78条 合弁企業は各当事者、当地の税務機関と財政部門に四半期と年度の会計報告書を送付しなければならない。

第79条 合弁企業の下記の書類、証明書、報告書は、中国の登録会計士が検証し証明を発行して、はじめて有効となる。

1. 合弁各当事者の出資証明書（資材、土地使用权、工業所有権またはノウハウを出資とする場合は、合弁各当事者が署名、同意した財産評価明細書及びその協議書類を含まなければならない）。

2. 合併企業の年度会計報告書。
3. 合併企業清算の会計報告書。

第12章 従業員

第80条 合併企業従業員の募集、招聘、解雇、辞職、賃金、福利、労働保険、労働保護、労働規律等の事項は、国の関係労働・社会保障規定に基づいて処理する。

第81条 合併企業は従業員に対する業務、技術養成を強化し、厳格な考課制度を確立し、従業員が生産、管理技能面において現代的企業の要求に適応できるようにしなければならない。

第82条 合併企業の賃金、奨励制度は、労働に応じて分配し多く労働したものが多く得る原則に合致しなければならない。

第83条 正副総経理、正副総工務士、正副総会計士、会計監査士等の高級管理職の賃金待遇は、董事会により決定する。

第13章 労働組合

第84条 合併企業の従業員は、「中華人民共和国労働組合法」及び「中国労働組合同約」の規定に基づき、基層労働組合組織を設立し、労働組合活動を行う権利を有する。

第85条 合併企業の労働組合は従業員の利益の代表であり、従業員を代表して合併企業と労働契約を締結し、契約の執行を監督する権限を有する。

第86条 合併企業労働組合の基本任務は、法に基づいて従業員の民主的権利及び物質的利益を擁護する。合併企業の福利、奨励基金の計画及び合理的使用に協力する。従業員の政治、科学、技術、及び業務知識の学習を組織し、文芸、体育活動を行なう。従業員が労働規律を守り、企業の各経済任務の達成に務めるよう教育すること。

第87条 合併企業の董事会会議が合併企業の発展計画、生産経営活動等の重大事項を討議する際には、労働組合の代表は会議に列席し、従業員の意見と要求を反映させる権利を有する。董事会が従業員の賞罰、賃金制度、生活福利、労働保護、保険等の問題を検討し決定する際には、労働組合の代表は会議に列席する権利を有し、董事会は労働組合の意見を聴取し、その協力を得なければならない。

第88条 合併企業は、自社の労働組合の活動を積極的に支持しなければならない。合併企業は「中国労働組合法」の規定に基づいて、労働組合組織に、事務、会議に使用するた

め、従業員の集団福利、文化、体育事業を行なうための必要な建物と設備を提供しなければならない。合併企業は毎月従業員の実際の賃金総額の2%を労働組合経費として支給しなければならない。自社の労働組合により中華全国总工会の定めた労働組合経費管理に関する弁法に基づいて、これを使用する。

第14章 期間、解散及び清算

第89条 合併企業の合併期間は、「中外合併企業合併期間暫定規定」に基づいて定める。

第90条 合併企業は下記の状況にある場合に解散する。

1. 合併期間が満了したとき。
2. 企業に重大な損失が生じ、引き続き経営できないとき。
3. 合併当事者の一方が合併企業協議書、契約、定款で定めた義務を履行せず、企業が引き続き経営できなくなったとき。
4. 自然災害、戦争等の不可抗力により重大な損害を被り、引き続き経営できないとき。
5. 今合併企業がその経営目的を達成しておらず、また発展の見通がないとき。
6. 合併企業契約、定款で定めたその他の解散事由が生じたとき。

前項の第2、4、5、6項の状況が起きた場合、董事会が解散申請書を提出し、審査認可機関に報告し認可を受ける。第3項の状況が起きた場合、契約を履行する一方が申請書を提出し、審査認可機関に報告し認可を受ける。

第3項の状況が起きた場合、合併企業の協議書、契約書、定款に定めた義務を履行しなかった一方が、合併企業に対して与えた損害について賠償責任を負わなければならない。

第91条 合併企業が解散を宣言した時には、清算を行わなければならない。合併企業は「外商投資企業清算弁法」の規定に従って清算委員会を設け、清算委員会が清算に関する事項の責任を負う。

第92条 清算委員会の構成員は一般に合併企業の董事の中から選任する。董事が清算委員会の構成員に就任できないときまたは適任でないときは、合併企業は中国の登録会計士、弁護士を招聘して担当させることができる。認可機関が必要だと判断した場合は、人を派遣して監督することができる。清算費用と清算委員会構成員の報酬は合併企業の残存財産のなかから優先的に支給しなければならない。

第93条 清算委員会の任務は合併企業の財産、債務について全面的に調査し、貸借対照表と財産目録を作成し、資産の評価と計算の根拠を示し、清算案を作成し、董事会会議で

採択された後にこれを執行することである。清算期間は、清算委員会が当該合併企業を代表して、提訴及び応訴に当たる。

第94条 合併企業はその全資産をもってその債務に責任を負う。合併企業が債務を償還した後の剰余財産は合併各当事者の出資比率に基づいて分配する。ただし、合併企業協議書、契約、定款に別に定めがある場合はこの限りではない。合併企業が解散する時、その純資産額あるいは剰余財産から企業の未分配利益、各種基金、清算費用を差し引いた残高のうち、実際に納入した資本を超える部分は、清算所得とみなし、法に基づき所得税を納付しなければならない。

第95条 合併企業の清算業務が完了した後、清算委員会により清算完了報告を提出し、董事会会議で採択された後、認可機関に報告し、登記管理機関に登録抹消手続きをし、営業許可証を返納する。

第96条 合併企業解散後、各帳簿と書類は元の中国側当事者が保存する。

第15章 争議の解決

第97条 合併各当事者が合併企業協議書、契約、定款の解釈または履行において争議が生じたときは、できる限り友好的話し合いまたは調停を通じて解決すべきであり、話し合いと調停に効果がない時、仲裁または司法に提起して解決する。

第98条 合併企業の各当事者は、仲裁に関する書面協議に基づき、中国の仲裁機関に仲裁を求めることができ、その他の仲裁機関に仲裁を求めすることもできる。

第99条 合併各当事者間に仲裁に関する書面協議がない場合は、争議発生のいずれの当事者も法により中国人民法院に提訴できる。

第100条 争議解決期間中は、争議事項を除き、合併各当事者は合併企業協議書、契約、定款で定めるその他の各条項を継続して履行しなければならない。

第16章 付則

第101条 合併企業の外国籍従業員と香港、マカオ地域従業員（その家族を含む）が、経常的に中国国境を出入りする必要があるときは、中国の主管査証機関は手続を簡素化し、便宜を与えることができる。

第102条 合併企業の中国人従業員が、業務上の必要により、出国して視察、商談業務、学習または研修を受けるときは、国の関係規定に基づいて出国（域）手続きをとる。

第103条 合弁企業の外国籍従業員と香港、マカオ地域の従業員(その家族を含む)は、必要な乗物及び事務用品を持って入ることができ、中国の税法の関係規定に従い納税しなければならない。

第104条 経済特別区に設立される合弁企業のうち、法律や行政法規で別途規定のあるものについては、その規定に従うこと。

第105条 本条例は、公布の日から実施する。

注記:

中国内において中外合弁企業法実施条例に関する法的効力を有する正式な文書は中国語で制定され公布されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来ませんが、中国内において法的効力をもつ正式文書ではありません。